

赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正趣旨

赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成元年赤穂市規則第27号。以下「施行規則」という。）は、工場・事業場等に対する公害防止対策等の基準をはじめ、赤穂市生活環境の保全に関する条例（平成元年赤穂市条例第15号）の施行に関し必要な事項を定めている。

施行規則については、平成28年3月に規制基準等の一部改正を行ったが、その後の社会情勢や技術の進展に対応するため、公害防止対策に係る設備基準の一部改正を行う。

2 改正理由

工場・事業場については、本市環境基本計画のほか、各方面からも操業に当たっての脱炭素化が求められており、工場・事業場に設置されるばい煙排出施設の脱炭素化を図るため、今後、水素やアンモニア等を燃料として使用することが想定される。

については、水素やアンモニア等燃焼時に硫黄酸化物の排出がない燃料の使用を想定した基準とするとともに、その他の明記のない燃料を使用する場合、その使用する燃料の性状等に応じ、使用燃料の種類を適用する旨を追加する。

3 施行日

令和7年4月1日

別表第4 公害防止対策に係る設備基準

1 ばい煙処理施設等に係る設備基準

(2) ばい煙排出施設の規模及びばい煙排出条件に係る基準

ばい煙排出施設 1 基当りの 排出ガス量 (立方メートル)	ばい煙排出口の使用燃料の種類 別高さ (メートル)			排ガス 速度 (メートル/ 秒)	排ガス 温度 (摂氏度)
	重油又は 石炭	灯油又は 希硫ガス	LNG等燃 焼時に硫 黄酸化物 の排出が ないもの		
1,000 以上 5,000 未満	15 以上	10 以上	5 以上	5 以上	100 以上 (ただし、 湿式ば い煙処 理排ガ スを除 く。)
5,000 以上 10,000 未満	30 以上	20 以上	10 以上		
10,000 以上 40,000 未満	50 以上	30 以上	15 以上	10 以上	
40,000 以上 100,000 未満	70 以上	50 以上	25 以上		
100,000 以上	100 以上	70 以上	50 以上		

(注)

- 1 排出ガス量は、当該ばい煙排出施設に係るばい煙発生施設の1時間当りの燃料使用能力時におけるばい煙を含む総排出ガス量を示す。ただし、排出ガス量は湿りガス量とする。
- 2 上記の基準は、昭和49年4月1日以降において新規に設置したもの（以下「新設のもの」という。）について適用する。
- 3 ばい煙発生施設のうち、当該施設が廃熱利用を行っている場合の排ガス温度についてはこの限りではない。
- 4 上記の基準に定めのない燃料は、当該燃料の性状等に応じて適用する。
- 5 上記の基準は、燃料使用量が1日当り液体燃料換算で最大500リットル以下のばい煙発生施設に係るばい煙排出施設には適用しない。ただし、燃料の換算方法は、次のとおりとする。

燃料の種類	燃料の量	重油の量
原油	1 KL	0.95 KL
ナフサ		0.90
軽油		0.95
灯油		0.90
黒液		0.50
石炭	1 t	0.70
コークス		0.80
LPG		1.20
LNPG		1.30
ナフサ分解ガス		1.0
コークス炉ガス		Nm ³
高炉ガス	0.08	
転炉ガス	0.19	
オフガス	0.45	

都市ガス	6C	10 ³	0.45
	13A		1.075
リッチガス			0.63
製油所ガス			0.85
その他の燃料		1 KL (固体燃料又は気体燃料にあつては1 t)	当該燃料の発熱量に相当する発熱量を有する重油（発熱量は10,000×10 ³ Kcal/KLとする。）の量

赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則 新旧対照表（令和7年4月1日改正）

下線は改正部分を示す。

現 行 規 則					改 正 規 則						
別表第4 公害防止対策に係る設備基準					別表第4 公害防止対策に係る設備基準						
1 ばい煙処理施設等に係る設備基準					1 ばい煙処理施設等に係る設備基準						
(1) 略					(1) 略						
(2) ばい煙排出施設の規模及びばい煙排出条件に係る基準					(2) ばい煙排出施設の規模及びばい煙排出条件に係る基準						
ばい煙排出施設1基当たりの 排出ガス量 (立方メートル)	ばい煙排出口の使用燃料の種類別高 さ (メートル)			排ガス速度 (メートル/秒)	排ガス温度 (摂氏度)	ばい煙排出施設1基当たりの 排出ガス量 (立方メートル)	ばい煙排出口の使用燃料の種類別高 さ (メートル)			排ガス速度 (メートル/秒)	排ガス温度 (摂氏度)
	重油又は 石炭	灯油又は <u>LNGを除 く稀硫ガ ス</u>	<u>LNG</u>				重油又は 石炭	灯油又は <u>希硫ガス</u>	<u>LNG等燃 焼時に硫 黄酸化物 の排出が ないもの</u>		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
(注)					(注)						
1					1						
} 略					} 略						
3					3						
—					<u>4 上記の基準に定めのない燃料は、当該燃料の性状等に応じて適用する。</u>						
<u>4</u> 略					5 略						
(3)					(3)						
} 略					} 略						
(5)					(5)						
2					2						
} 略					} 略						
3					3						